

## 第 22 章 金融検査の透明性・実効性の向上等のための方策

### 第 1 節 「金融機関等から業務の委託を受けた者に対する検査について」の策定

#### 経緯・検討過程

銀行法、保険業法等の改正を受けて、平成 18 年 4 月 1 日より、金融機関等（銀行法、保険業法等に規定する銀行、保険会社等）から業務の委託を受けた者（以下、「業務委託先」という。）に対する検査が可能となった。

当該検査の実施に先駆けて、検査の実効性及び透明性確保の観点から、検査の基本的な手続等に関する考え方を明確化した「金融機関等から業務の委託を受けた者に対する検査について（案）」を策定し、同年 3 月 13 日から 3 月 24 日までの間、パブリック・コメント手続に付した後、15 先の個人及び団体から寄せられた約 70 件のコメント等を踏まえ、同年 3 月 31 日に「金融機関等から業務の委託を受けた者に対する検査について」を公表したところである。

なお、金融機関等からの業務委託先は多岐にわたるが、実際に検査の対象となる業務委託先については、法令の趣旨に則り、金融機関等からの委託業務の内容やその規模等、様々な要素を考慮した上で適切に判断することとしている。

#### 概要

##### 1. 基本的考え方

業務委託先に対する検査については、銀行法等の規定により、金融機関等に対して立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときに、その必要の限度において実施することができることとされている。したがって、例えば、金融機関等に対する検査を実施する際に、業務委託先における事務処理上の不備やシステム障害等が、金融機関等の業務の適切性、ひいては利用者の利益を損なう可能性がある場合において、金融機関等への立入りではその実態が把握できないときに、業務委託先に対する検査を実施することとしている。

また、業務委託先に対する検査は、「金融検査に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）に準じて実施することとしている。

##### 2. 検査手続

業務委託先に対する検査は、金融機関等に対する検査の一環として、基本指針における実地調査の手続等に準じて実施する。ただし、業務委託先は、金融機関等の営業所とは性質が異なるものであることから、以下のような取扱いとしている。

（1）基本指針において、実地調査は原則無予告で実施することとされているが、業務委託先に対する検査の予告・無予告の判断に当たっては、検査の効率性及び実効性を比較考量し、個別に判断することとする。

(2) 検査手続の透明性確保等のため、業務委託先に対する重要事項の事前説明等や検査命令書等の提示及び検査関係情報の取扱いにつき、基本指針に準じて取り扱うこととする。

### 3. 検査モニター及び検査結果通知書の取扱い

業務委託先に対する検査は、金融機関等に対する検査の一環として行われることから、検査モニター及び検査結果通知書の交付は、業務委託先に対しては行わず、業務の委託元である金融機関等に対し実施することとしている。

## 第2節 検査マニュアルの整備

「保険会社に係る検査マニュアル」の改訂（資料22-2-1参照）

### 1. 策定趣旨、経緯

平成12年6月に、保険会社に係る検査マニュアル（以下「保険検査マニュアル」という。）を策定したところであるが、その後、検査における新たな問題点の把握や、保険会社向けの総合的な監督指針の策定及び保険業に関連した法令改正等があったことを踏まえ、全面的に改訂を行うこととした。

改訂に際しては、平成18年5月22日に、原案をパブリック・コメントに付し、その過程で寄せられた意見等を踏まえ、同年6月30日、改訂保険検査マニュアルを公表した。

なお、本マニュアルは、平成18検査事務年度（18年7月～）の検査から適用することとしている。

### 2. 概要

#### （1）改訂マニュアルの構成

保険会社の実態により即した検査の手引きとするとの観点から、保険会社の業務に応じ、「顧客保護等」、「財務の健全性・保険計理」、「商品開発」の大項目を新設したほか、保険会社の業務や経営の全般にわたるものとして「内部管理」の項目を新しく設けるなど、検査マニュアルのチェックリストを再構成している。

#### （2）各チェックリストの概要

##### 内部管理態勢の確認用チェックリスト

保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するためには、保険会社自らの経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な内部管理が行われる必要があるとの観点から、ア．取締役及び取締役会の役割、イ．監査役及び監査役会の役割、ウ．管理者の役割、エ．内部監査、オ．外部監査の活用、カ．保険計理人の役割、キ．総代会等について検証することとしている。

##### 法令等遵守態勢の確認用チェックリスト

保険会社の業務の全てにわたって法令等が遵守されることの重要性にかんがみ、全社的な法令等遵守態勢を整備・確立する必要があるとの観点から、ア．法令等遵守態勢、イ．不祥事件等への対応、ウ．業務範囲、エ．本人確認、オ．疑わしい取引の届出等について検証することとしている。

##### 保険募集管理態勢の確認用チェックリスト

保険契約の募集、締結に当たっては、顧客の保護を図るため、適正な保険募集管理が行われる必要があるとの観点から、ア．保険募集管理態勢、イ．保険募集業務の適正性について検証することとしている。

##### 顧客保護等管理態勢の確認用チェックリスト

顧客の利益保護等を図る観点から、ア．保険契約管理態勢（保険契約に関する

解約・失効その他の契約の管理態勢) イ．保険金等支払管理態勢(保険金、給付金及び返戻金等の支払管理態勢) ウ．苦情処理態勢、エ．顧客情報管理態勢等について検証することとしている。

#### 財務の健全性・保険計理に関する管理態勢の確認用チェックリスト

財務の健全性・保険計理に関する管理は、保険会社の財務の健全性確保、ひいては保険契約者等保護の観点から、ア．責任準備金等の積立ての適切性等、イ．ソルベンシー・マージン比率の適正性、ウ．経営分析・契約者配当等の適切性について検証することとしている。

#### 商品開発管理態勢の確認用チェックリスト

保険商品については、一層の多様化・弾力化が図られているため、保険会社における商品開発に係る管理が適正に行われる必要があるとの観点から、ア．商品開発管理態勢、イ．商品販売開始後のフォローアップ等について検証することとしている。

#### 保険引受リスク管理態勢の確認用チェックリスト

保険の引受は長期にわたって保険会社の経営に重大な影響を与えるため、保険引受に係るリスク管理が適切に行われる必要があるとの観点から、ア．保険引受リスク管理態勢、イ．再保険に関するリスク管理、ウ．特別勘定の管理等について検証することとしている。

#### 資産運用リスク管理態勢の確認用チェックリスト

資産運用に係るリスクの所在や負債特性等を踏まえた管理が行われる必要があるとの観点から、ア．資産運用リスク管理態勢、イ．市場関連リスク管理態勢、ウ．信用リスク管理態勢、エ．不動産投資リスク管理態勢等について検証することとしている。

#### オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認用チェックリスト

全ての業務に所在する事務リスクの管理やシステムリスク管理等が行われる必要があるとの観点から、ア．事務リスク管理態勢、イ．システムリスク管理態勢、ウ．流動性リスク管理態勢、エ．危機管理態勢等について検証することとしている。

### 「信託検査マニュアル(金融検査マニュアル別編〔信託業務編〕)」の策定

#### 1. 策定趣旨

信託兼営金融機関は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の認可を受けており、銀行業務に加えて信託業務の営業が認められている。信託兼営金融機関に対する検査においては、銀行業務と信託業務の双方が対象となるが、前者については、金融検査マニュアルに基づいた検査が行われている一方、後者については、これまで特段の検査マニュアルが策定されていない中で検査が行われていた。

また、近年、資産の流動化・証券化において、信託が活用されるケースが増加しているなど、金融技術の進展や市場の動向を踏まえ、信託兼営金融機関の、信託業務が果たす役割はますます重要なものとなってきている。そこで、今般、金融検査マ

マニュアルの別編として「信託業務編」を策定した。

## 2. 検討過程

18年4月、検査局内に民間の有識者・実務者を含む検討会を設け、本検査マニュアルの整備に向けて、専門的・技術的観点から検討を開始した。計5回に及ぶ検討会での議論を踏まえ、同年6月6日に原案をパブリック・コメントに付し、その過程で寄せられた意見等を踏まえ、同年7月13日に信託検査マニュアルを公表したところである。

なお、本マニュアルは、平成18検査事務年度(18年7月～)の検査から適用することとしている。

## 3. 概要

### (1) 信託検査マニュアルの構成

本検査マニュアルにおいては、信託の委託者及び受益者の視点に立って、信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、信託兼営金融機関の信託業務に関する検査を行う際の着眼点を、取締役会等によるガバナンス(信託業務管理)と5つの業務分野(信託引受管理、信託引受審査、信託財産管理に係る管理、信託財産運用管理、併営業務関連リスク等管理)に分けて整理されている。

### (2) 各チェックリストの概要

#### 信託業務管理態勢の確認用チェックリスト

信託の委託者及び受益者の保護並びに信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するためには、信託兼営金融機関において、取締役会等による信託業務に関する適切な内部管理が行われる必要があるとの観点から、ア．経営全般、イ．法令等遵守、ウ．リスク管理、エ．内部監査等について検証することとしている。

#### 信託引受管理態勢の確認用チェックリスト

信託兼営金融機関が信託契約を締結する際には、契約内容の適正な説明等を前提とした信託引受を行うことが必要であるとの観点から、ア．信託引受管理態勢、イ．信託引受の適正性(適合性の確保、委託者への情報提供、信託引受に係る行為準則等)について検証することとしている。

#### 信託引受審査態勢の確認用チェックリスト

信託兼営金融機関は、信託契約の締結時まで、適切な引受審査を行い、法令等及び信託契約に基づく信託業務の履行が可能な信託のみを引き受ける態勢を確保する必要があるとの観点から、ア．信託引受審査態勢、イ．信託引受審査の適正性(委託者の目的の検証、受託金額の妥当性、建造物に関する法令等違反の有無の確認等)について検証することとしている。

#### 信託財産管理に係る管理態勢の確認用チェックリスト

信託兼営金融機関は、善良な管理者の注意をもって、信託財産管理を行う必要があるとの観点から、ア．信託財産管理に係る管理態勢、イ．信託財産管理の適

正性（信託財産分別管理、約定照合・受渡決済、コーポレートアクション等の権利保全等）ウ．信託財産管理業務の委託の適正性、エ．再信託先又は共同受託先の管理の適正性、オ．信託財産状況報告等の適正性について検証することとしている。

#### 信託財産運用管理態勢の確認用チェックリスト

信託兼営金融機関は、忠実義務等を踏まえた信託財産運用を行う必要があるとの観点から、ア．信託財産運用管理態勢、イ．信託財産運用の適正性（信託契約及び運用ガイドライン等の遵守、最良執行の確保、委託者への説明態勢、利益相反行為等の防止等）ウ．信託財産運用業務の委託の適正性、エ．受託者固有資産（銀行勘定）のリスク管理態勢について検証することとしている。

#### 併營業務関連リスク等管理態勢の確認用チェックリスト

信託兼営金融機関は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項各号に掲げる併營業務を行うことができるが、当該併營業務で発生する事務リスク、システムリスクの特性及び併營業務に関し遵守すべき法令等を十分に認識し業務を行う必要がある。本チェックリストにおいては、ア．遺言執行業務、イ．証券代行業務、ウ．不動産関連業務、エ．年金制度管理業務等の適正性を確保するための態勢が整備されているか否かについて検証することとしている。

### 第3節 検査モニター制度

#### 平成 17 検査事務年度の検査モニターの実施状況

立入検査中、もしくは立入検査終了後に、金融庁検査局や財務（支）局等のバックオフィスの幹部が被検査金融機関に赴き、検査班を同席させずに、経営者から検査に関する意見を直接聴取する「オンサイト検査モニター」、及びオンサイト検査モニターを補完する手段として、検査立入時から検査結果通知後 10 日以内（土日祝日を除く）の間に、記述方式及びアンケート方式による検査に関する意見を受け付ける「オフサイト検査モニター」を実施することによって、検査マニュアルの適切な運用の確保に努めているところである。

検査モニターの結果、検査実施上の問題点等が確認された場合においては、主任担当検査官に伝達して早期に修正を図ることとしているほか、その状況については、財務（支）局等の検査モニターも含め、速やかに金融庁検査局長まで報告を行う体制としている。

17 検査事務年度においては、オンサイト検査モニターを 259 件実施し、オフサイト検査モニターについては 141 件のアンケート提出があった。

#### オフサイト検査モニター（アンケート方式）の集計結果

18 年 7 月に、オフサイト検査モニター（アンケート方式）の集計結果を公表した。詳細については、資料 22 - 3 - 1 を参照。

#### 18 検査事務年度より実施するオフサイト検査モニター制度の改善

効率的なオフサイト検査モニターを実施するために、18 検査事務年度より、記述式のオフサイト検査モニターを廃止し、検査の執行状況等に係る「アンケート方式」、及び検査結果通知に係る「アンケート方式」という 2 種類のアンケート方式によるオフサイト検査モニターを行うこととしている。詳細については、以下（2）を参照。

#### （参考）検査モニター制度の概要

##### （1）オンサイト検査モニター

金融庁・財務局のバックオフィスの幹部が被検査金融機関に出向き、立入検査中もしくは立入検査終了後に経営陣から直接意見聴取を行う。

なお、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の定着状況等を把握するため、金融庁主任担当検査官と財務局幹部、財務（支）局主任担当検査官と金融庁幹部が、経営陣から意見を伺うクロスモニターも実施している。

オンサイト検査モニターの実施の有無及び時期については、金融機関の希望により行う。

意見については、必要に応じて立入検査中の主任担当検査官に伝達する等の対応をとる。

## (2) オフサイト検査モニター

オンサイト検査モニターを補完するものとして、アンケート方式 及び  
により意見を受け付ける。

アンケート方式によるモニターは、検査の執行状況等に係る「アンケート  
方式 」、検査結果通知に係る「アンケート方式 」の2回に分け実施する。

提出期間は、「アンケート方式 」が立入検査開始から立入検査終了手続後  
10 日以内（土日祝日を除く）、「アンケート方式 」が検査結果通知から 10  
日以内（土日祝日を除く）とする。

寄せられた意見については、必要に応じ補足ヒアリングを行うことがある。

アンケート結果は、金融庁の法令等遵守調査室にも回付する。

アンケート結果は、集計を行い、1年に1回程度公表する。



#### 第4節 意見申出制度（資料22 - 4 - 1参照）

本制度は、検査官と被検査機関とが十分な議論を尽くした上でも、認識が相違した項目がある場合に、被検査機関が当該相違項目について意見を申し出る制度であり、検査の質的水準及び判断の適切性の更なる向上を図り、検査に対する信頼を確保することを目的として、平成12年1月から実施している。

17年7月からは、意見申出制度の中立性・公平性のほか、検査に対する信頼性の更なる向上を図る観点から、意見申出の審理を行う意見申出審理会のメンバーに外部の専門家を登用したほか、意見申出制度の対象を金融庁検査局、財務（支）局等が実施する全ての検査に拡大する等、運用の改善を図っており、新たに対象となった貸金業者からの意見の申出もあった。

なお、意見申出の実績については、意見申出制度導入以降、18年6月末までに28機関より申出があり、その内訳は、銀行16、協同組織金融機関6、保険会社2、貸金業等2、その他（証券会社等）2となっている（検査実施日ベース）。

申出内容については、304事案の申出のうち、信用リスクに関するものが278事案であり全体の約9割を占めている。また、被検査機関の意見が適当と認められた事案は136事案であり全体の5割弱となっている。

##### （参考）意見申出制度の概要

###### （1）対象検査

金融庁検査局、財務（支）局等の実施する全ての金融検査。

###### （2）対象項目

当該立入検査における検証項目のうち、検査官と被検査機関とが十分な議論を尽くした上でも認識が相違した項目を意見申出の対象とし、新たな論点及び主張は対象としない。

###### （3）提出期限

原則として立入検査終了後3日以内（土日祝日を除く）。ただし、提出期限延長の申出があれば、立入検査終了後5日（土日祝日を除く）を限度として、提出期限の延長ができる。

なお、立入終了後に再度の立入を行った場合も、上記提出期限を適用する。

（注）郵送の場合は、提出期限内の消印日付のあるものを有効とする。

###### （4）提出方法

立入終了の際に確認された意見相違項目について、必要に応じ疎明資料等を添付の上、提出する。

###### （5）提出先

被検査機関の代表者名において金融庁検査局長宛提出する。ただし、担当主任検査官又は本店所在地を管轄する財務（支）局等経由での提出もできる。

###### （6）審理方法

意見申出が行われた事項は、検査局意見申出審理会（立入検査を行った検査官以外の検査局幹部及び外部の専門家により構成）において、申出書に基

づき、書面による審査を行う。

(7) 審理結果の回答方法

申出項目の審理結果は、検査結果通知書に別紙として添付する方法で回答する。

## 第5節 金融検査体制の整備

### 平成17年度の金融検査体制の整備

17年度の金融検査に従事する職員数は、地域銀行、信託会社に対する実効性、効率性の高い検査体制等を整備するため、金融証券検査官等14名の金融検査に従事する職員の増員が認められた一方、計画削減等（3名）及び証券検査一元化に伴う監視委員会への定員振替（35名）により、478名から454名体制となった。（別図22 - 5 - 1参照）

（注）各課の所掌事務に関しては、「総務課」は、金融検査の方針及び実施計画の作成、金融検査についての財務（支）局との連絡調整、金融検査の実施のほか、金融検査に従事する職員の指導訓練及び金融検査に関する事務の指導監督等を担当し、「審査課」は、検査報告書の審査、金融検査結果の通知事務等を担当している。また、「検査監理官」は金融検査のうち重要なものの実施等を担当している。

別図22 - 5 - 1 金融検査の体制

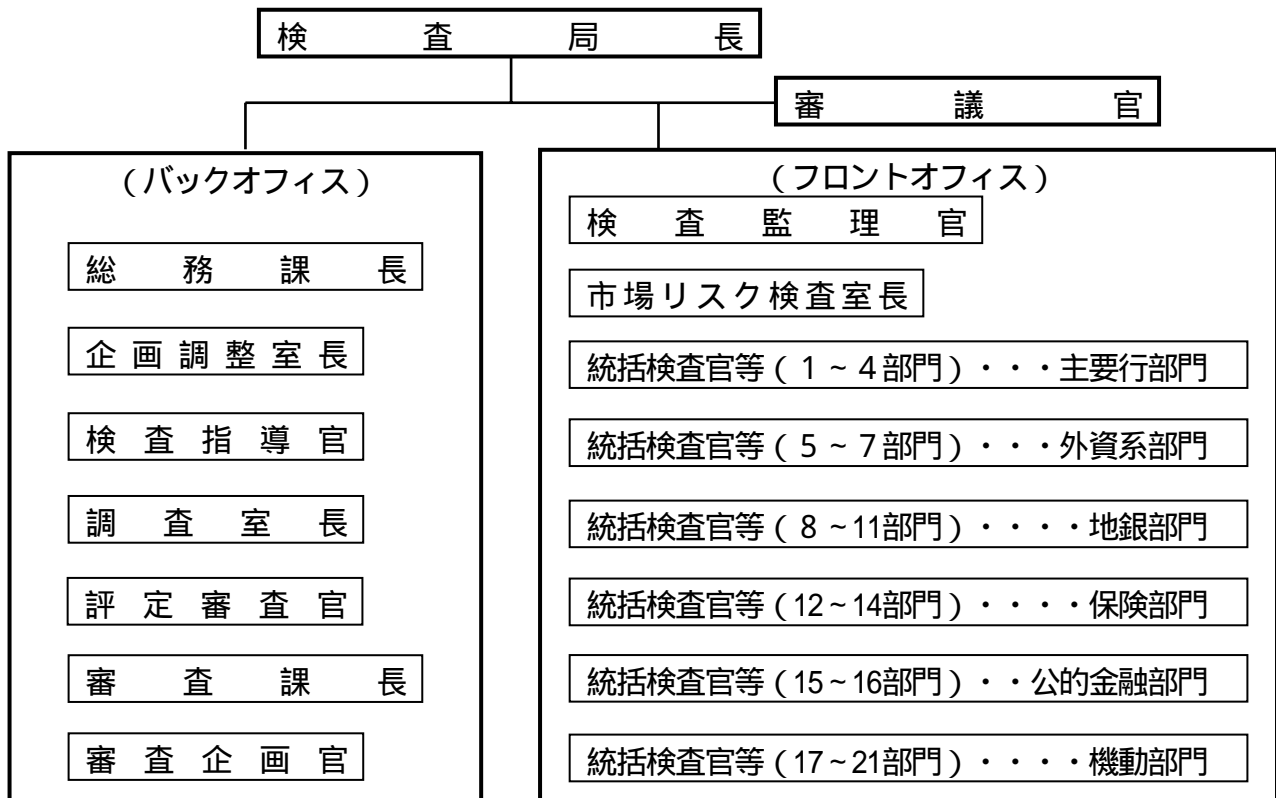
金融検査に従事する職員数の推移

	金融（監督）庁 検査局（部）	財務（大蔵）省 財務（支）局	合計
平成5年度	109人	291人	400人
平成10年度	164人	456人	620人
平成13年度	360人	571人	931人
平成14年度	404人	573人	977人
平成15年度	460人	577人	1037人
平成16年度	478人	576人	1054人
平成17年度	454人	538人	992人
平成18年度	454人	535人	989人

（注1）金融（監督）庁検査局（部）の平成5年度の人員は大蔵省大臣官房金融検査部の職員数である。

（注2）金融監督に従事する金融庁及び財務局の職員数は、901人。検査と監督部門を合計すると、合計1,890人（平成18年度）。

検査局の運営体制（18検査事務年度）（参考）



## 今後の体制整備について

18年度機構・定員及び予算において、検査結果に基づく評定内容の審査を行う評定審査官新設のほか、5名の金融検査に従事する職員の増員が認められた一方、6名の定員合理化により、17年度と同様の454名体制となる見込みである。（別図22 - 5 - 1参照）

（注1）金融庁検査局と財務（支）局との関係（資料22 - 5 - 1参照）

金融庁長官は、民間金融機関等の検査に係る権限の一部を財務（支）局長に委任している。当該委任事務に関しては、金融庁長官が財務（支）局長を直接指揮監督している。

（注2）金融庁内における検査局と証券取引等監視委員会との関係（資料22 - 5 - 1参照）

証券会社等に対する検査については、第159回通常国会における証券取引法の一部改正により、17年7月以降、原則として監視委員会に一元化されることとされた。

他方、検査局が行うコングロマリット検査の実効性・効率性を確保するため、検査局が当該コングロマリット下の証券会社等を一体的に検査する必要がある場合は、検査局と監視委員会が、所要の連携を十分に図るとともに、可能な限り同時に立入検査を実施するよう努めることとしている。